

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

記録の保存・管理

規範項目34

必須・重要・推奨

安

生産資材の使用履歴記帳と記録の保管

農薬は、農薬取締法に基づき、その使用のたびに農薬を使用した年月日や場所、農作物等を記帳する必要があります。

また、肥料等生産資材の施用状況についても事後に生産工程を確認できるよう、購入伝票や使用履歴等の記録を保管しましょう。

取組事項

- ・ 農薬・肥料等の生産資材の購入伝票等を保管する。
- ・ 農薬の使用後は、使用した年月日や場所などの情報について、速やかに生産履歴簿に記載する。
- ・ 肥料や土壌改良資材など、その他の生産資材についても、使用後は生産履歴簿やその他の方法により記録を行う。
- ・ 購入時の伝票や生産資材の使用履歴とともに、作物生育の良否や当該年の気象、施設・機器の清掃記録等についても記録・保管し、事後もさかのぼれるようにする。

農薬使用に係る帳簿記載については、農薬を使用する者が遵守すべき基準として農薬取締法に基づく省令で定められており、基準に違反した場合は3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとなっています。

また、肥料等その他の生産資材の使用記録等の記帳については、法令上の定めはありませんが、記録を帳簿に記載し、保管することにより、消費者への情報の提供が容易となり、農産物への信頼性の向上につながります。

また、万が一、農産物に農薬汚染や食中毒などの事故が生じた場合、原因究明の手がかりになるとともに、汚染された農産物等の廃棄処理等が、特定のほ場などに限定できるなど、被害の広がりを防ぐことにつながります。

このことから、農薬だけでなく、肥料等の生産資材についても使用後は生産履歴簿やその他の方法により記録を行いましょう。

【農薬使用に係る帳簿の記録】

農薬を使用したときは、次に掲げる事項を帳簿に記載しましょう。

- (1) 農薬を使用した年月日
- (2) 農薬を使用した場所
- (3) 農薬を使用した農作物等
- (4) 使用した農薬の種類又は名称
- (5) 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数

上記については、農薬の総使用回数の超過を防ぐためにも大変重要ですので、間違いなく実施する必要があります。

【その他生産資材に係る記録】

肥料等の生産資材についても、購入伝票の保管や使用履歴の記帳などの記録と保管を行いましょう。

なお、生産資材だけでなく、作物の生育の良否や当該年の気象、施設・機器の清掃記録等を記録に残すことは、事後の検証にも大変有効です。

記録はできる限りほ場毎に作成するとともに、当該年の作物の生育状況や気象を踏まえ、農薬等の効果的な使用のための評価・改善や品質の向上、労働力の配分、在庫管理による経費の節減等に活かしましょう。

※ 農協や生産部会等でこれらを網羅した生産履歴記録に取り組んでいる場合もありますので、このような取組も参考にしてください。

記録は、取引先等からの情報提供の求めに対応したり、米トレーサビリティ法やGAPの点検のため、必要な期間保管する必要があります。作付けが終了してから1～3年を基本として、農産物の消費期間なども踏まえて設定しましょう。（米トレーサビリティ法に係る記録は、原則3年間の保管が必要です。また、税の確定申告など他の場面で使用する場合がありますので、記録の保管期間にも注意しましょう。）

■ 生産履歴記録の例

平成〇〇年産米 栽培記録(生産履歴)

〇〇〇〇 農協		△△△ 支店(支所)		
住所	富山市新穂曲輪1-7		電話番号 076-444-8292	
氏名	富山 太郎	総面積 □□ a	品種名 コシヒカリ	
種子・苗購入先	〇〇〇〇 農協	※種子・苗購入量 (種子) ×× kg (苗) 枚	消毒の方法 温湯消毒 (消毒済) 未消毒	
本田管理	耕起 (4月26日～4月30日)	代かき (5月10日～5月12日)	田植 (5月13日～5月15日)	
※苗購入の場合:農協で苗生産者の種子消毒剤・使用量等を確認させていただきます。				
区分	土壤改良資材、肥料名		施用月日 施用量	
土づくり	大地のロマン		4月 5日～ 4月 9日 ◇◇ kg/10a	
	その他()		月 日～ 月 日 kg/10a	
施肥	基肥	靖加安○●◎	5月 13日～ 5月 15日 ▼▼ kg/10a	
	早追	なし	月 日～ 月 日 - kg/10a	
	追肥	なし	月 日～ 月 日 - kg/10a	
	穂肥①	○●化成◎号	7月 20日～ 7月 21日 ▼▽ kg/10a	
	穂肥②	○●化成◎号	7月 27日～ 7月 28日 ▼▼ kg/10a	
	穂肥③		月 日～ 月 日 kg/10a	
区分	農薬名		使用月日 使用量	
除草	□■□フロアブル		5月 17日～ 5月 19日 500 ml/10a	
	■□■/キロ粒剤		6月 2日～ 6月 4日 1 kg/10a	
			月 日～ 月 日 kg/10a	
区分	時期	農薬名	使用月日 使用量	
病虫害防除	育苗期防除	×××フロアブル	4月 14日～ 4月 15日 200倍液に24時間浸漬	
		×××液剤	4月 23日～ 4月 23日 1 cc/箱	
		+××水和剤	4月 23日～ 4月 23日 1 cc/箱	
			月 日～ 月 日 g/箱	
	*箱苗購入 (施設より)	箱苗除草(+箱粒剤)		5月 13日～ 5月 15日 50 g/箱 2.3%
		本田防除	① ◇◆粉剤DL	7月 29日～ 7月 30日 4 kg/10a
			② ◆◇粉剤DL	8月 8日～ 8月 9日 4 kg/10a
	③		月 日～ 月 日 kg/10a	
	無人ヘリ散布	①出穂期		月 日～ 月 日
		②穂揃期		月 日～ 月 日
③傾穂期		月 日～ 月 日		
本田随時防除			月 日～ 月 日	
			月 日～ 月 日	
刈取り予定日	9月 14日～ 9月 16日			
受入施設	共乾施設	(△ ▼ △ ▼)カントリー		
	自家乾燥調製	検査倉庫 ()ライスセンター		
備考				

【根拠法令等】

○ 農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令 (平成15年農林水産省・環境省令第5号)

○ 環境と調和の取れた農業生産活動規範について (平成16年度農林水産省通知)